

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループ（第3回）
議事録

令和5年9月15日(金)
15時00分～17時00分
W E B 会 議

[出席者]

(委員) 島田座長、真嶋委員、松岡委員、大木委員、近藤委員、長沼委員、福島委員 (計7名)
(文化庁) 松井日本語教育調査官、増田日本語教育調査官、齊藤日本語教育調査官

[配布資料]

- 1 「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループ（第2回）議事録（案）
- 2 「日本語教育の参照枠」補遺版（はじめに、第I章）の骨子（案）
- 3 「言語と文化への多面的アプローチのための参照枠(FREPA CARAP)能力とリソース」における能力記述文のリストについて

[参考資料]

- 1 日本語教育小委員会（23期）における審議内容について
- 2 「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの進め方
- 3 「日本語教育の参照枠」（報告）
- 4 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引
- 5 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」

[経過概要]

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 事務局から配布資料2、3について説明があり、意見交換を行った。
- 3 次回の「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループは11月17日(金)15時に開催予定であることを確認した。
- 5 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○島田座長

定刻となりましたので、ただいまから第3回「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループを開会いたします。本日は遠隔による審議となります。円滑な進行の観点から、御発言いただく際にはお名前をおっしゃってから御発言いただくようお願いいたします。事務局側のカメラは定点設置となっており、発言者の顔が映らない場合があります。傍聴者の皆様におかれましても御理解をお願いいたします。

議事に入る前に事務局から、定足数及び配布資料の説明をお願いします。

○松井日本語教育調査官

定足数及び配布資料の確認をいたします。本ワーキンググループは、委員3名、協力者4名の合計7名で構成されております。本日も全員御出席いただいております、定足数を満たしていることを報告いたします。

配布資料は次の通りです。配布資料1「『日本語教育の参照枠』補遺版の検討に関するワーキンググループ（第2回）議事録（案）」。配布資料2「『日本語教育の参照枠』補遺版（はじめに、第1章）の骨子（案）」。配布資料3「『言語と文化への多面的アプローチのための参照枠（FREPA/CARAP）能力とリソース』における能力記述文のリストについて」。参考資料1「日本語教育小委員会（23期）における審議内容について」。参考資料2「『日本語教育の参照枠』補遺版の検討に関するワーキンググループの進め方」。参考資料3「『日本語教育の参照枠』（報告）」。参考資料4「『日本語教育の参照枠』の活用のための手引」。参考資料5「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」、以上です。

○島田座長

次は議事録の確認です。配布資料1「議事録（案）」については、御確認いただき、修正の必要がある箇所がありましたら、本日より1週間をめぐり事務局までお知らせください。なお、最終的な議事録の確定については、座長一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事（1）「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に入りたいと思います。前回の検討では、「日本語教育の参照枠」補遺版の全体の構成について、委員の先生方より、多くの意見、御提案をいただきました。その結果、現在の段階では4章から成る構成案となっております。それを基に、事務局にて、本日の配布資料2「『日本語教育の参照枠』補遺版（はじめに、第1章）の骨子（案）」と、配布資料3「『言語と文化への多面的アプローチのための参照枠（FREPA/CARAP）能力とリソース』における能力記述文のリストについて」の作成を行いました。こちらは最終原稿ではなく、示すべき内容を箇条書にしたものです。委員の皆様より御意見をいただきまして、加筆修正を加えていく予定です。

そこでまず、事務局より資料2、資料3について御説明いただき、その後、委員の先生方から、本日は特に「はじめに」と第1章について御意見、御提案をいただきたいと思います。2章、3章につきましても、残った時間で内容について議論できればと考えております。それでは、事務局、御説明をお願いいたします。

○松井日本語教育調査官

事務局より資料2、資料3の説明をいたします。座長から御説明がありましたとおり、これは前回までは構成（案）というもので御意見をいただいていたのですが、今回から「はじめに」と1章については、「骨子（案）」に変わっています。今回は骨子ということで、書き込むべき事項が箇条書になっています。

「はじめに」と第1章については、骨子を示しておりますが、第2章と第3章は構成（案）となっております。次回のワーキンググループでは「はじめに」と第1章と同じような骨子を示して検討いただく予定です。

それでは、初めから順番に説明をさせていただきます。まず骨子（案）につきましては、これは委員の先生方から目次を作った方がいいのではないかという御指摘をいただいておりますので、次回のワー

キンググループの資料には、「はじめに」から参考文献まで通した目次を作成して、確認いただきながら検討いただきたいと思います。今回は、前半が骨子（案）で、後半が構成（案）となっていますので、目次を作成しませんでした。まず、「はじめに」ですが、こちらに書かれているとおり、「日本語教育の参照枠」の検討は、令和元年の推進法をきっかけに始まり、CEFRを基にして作りなさいということが決められたということを示してあります。さらに、今回はCEFRの2020を基に、取りまとめを行ったことを述べています。この後に、第1章では何々について、第2章では何々について、3章では何々について示してあります、これらの内容を基に何々の日本語教育の質の向上が図られることを期待します、という文章が入る予定です。

続きまして、第1章です。こちらでは令和3年度に「日本語教育の参照枠」が示されてからの流れについて示しております。ここは問題の所在に当たる部分で、委員の先生方から日本語教育をめぐる状況とその課題をきちんと分けて示してはどうかという御意見をいただいておりますので、次回は、「参照枠」が令和3年度以降に出来て、それ以降も「手引き」や「地域日本語教育の在り方」、「生活Cand o」が出ていますということを示して、さらに、総合的な対応策や法務省の取りまとめたロードマップも示した上で、具体的にはどういう課題がこの中にあるのかということ、きちんと示していきたいと思っております。

その課題に当たる部分ですが、3ページの上から二つ目の丸を書き加えているところです。在留外国人数、外国人留学生数、外国人労働者数の全てが増加傾向にある中、社会の様々な場面で様々な人々がお互いを理解し合い、社会の担い手として共に活躍していくための日本語能力とはどのようなものかを明らかにし、そのための日本語教育の在り方を示していく必要があると、短く書いておりますが、これが課題に当たる部分として書き加えたところです。この課題について後ほど御指摘をいただければと思います。その上で、CEFR2020を参照し、参照枠の補遺版の取りまとめを行うというところまでが第1章の1節です。

そして、問題の所在について明らかにしたところで、今度は第2節です。参照枠取りまとめ後の外国人の受入れに関する方針等について、政府の方針を基にロードマップと総合的対応策にフォーカスして示しています。政策的な文章ですので、「外国人受入れ」、「外国人等」、「外国人が」という言葉が多く出てきていますが、2章からは、「言語の使用者」、「言語学習者」というような言葉に少しずつ置き換えていこうと考えているところです。この節ではCEFR2020と関連の深い内容を取り上げています。特に5ページの(2)、三つ目の丸です。基本的な考え方として、「(外国人材の受入れ環境整備に当たっては)受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要である」といった内容も示していったらどうかと思っております。

次の第3節ではCEFR2020の概要について、なるべく簡潔に示していきたいと思っております。結果的にはかなりの量になってはいますが、日本語教育関係者の方々に、CEFRの2020を理解していただくために概要は示したいと考えております。この概要を示す場所について、全体の中で、ここで適切なのかということについて、委員の先生方から御意見をいただきたいと思います。ただ、ここではないといったときに、具体的にどの場所で示すかということも併せて御提案をいただければと思います。

続きまして、11ページからは二つコラムを準備しております。一つ目は、CEFRのCompanion Volumeの中でも、Pre-A1というものが示されているということについてです。今回、Pre-A1を「日本語教育の参照枠」として設定するという事は行いませんが、特に難民・避難民の成人に対する日本語言語教育では、初期段階の熟達度を細かく見ながら進めていく必要があると

いうことは、非常に重要なことで昨年度のワーキンググループでも議論に上りました。そこで、欧州評議会が示した「LASLLIAM」という文書について、ごく簡単に取り上げていきたいと思っています。

「LASLLIAM」では、Pre-A1よりも更に下のレベルを二つ設けて、非識字、低識字という訳語が直訳調で、これが適切かどうかともまた御意見をいただきたいところですが、そういった方々に対する言語教育は、入門期のレベルに特に注意を払って実施すべきだという内容を示しており、11ページの下半分では、言語能力記述文の例なども示してあります。例えばアルファベットの太文字と小文字を区別できるといった基礎的なところから能力をよく見ていかなければいけないという点について示しております。二つ目のコラムは、「民主的な文化への能力(CDC)」という報告書が欧州評議会から出ていますが、こちらについては、参照枠の手引でもコラムで紹介しました。今回、共生社会の実現、異文化理解、異文化間能力といったことを扱う上では、このCDCの続編である「民主的な文化への能力のための参照枠(RFCDC)」というものがあって、特に仲介についてのCan-doは、このRFCDCをベースにしているということをご参考情報としてコラムで取り上げてはどうかと考えているところです。こちらにも、具体的なCan-doを例として紹介できたらと思っています。

続いて第4節では、このような現状と課題があり、政府が示す方針とCEFR2020の内容を踏まえて、このように「日本語教育の参照枠」補遺版を取りまとめます、という方向付けを示したいと思っております。ここでは特に複言語・複文化能力をどのように日本語教育に文脈化していくかということについて、御意見をいただきたいと思っています。

ここまですりすが、続きまして、第2章の構成(案)の内容についても御説明いたします。2章が「日本語教育の参照枠」補遺版の中心的内容になっております。冒頭では、言語教育観をより幅広くに捉え直していきたいと思っております。具体的には、15ページの下に表が二つありますが、参照枠の言語教育観の柱を、具体的にCompanion Volumeの内容を参照した場合、どのように広げて、説明を追加していけるかということです。この三つの言語教育観の柱と、例えば仲介、方略、異文化間能力というものがどのように関連していくかということについて、説明をしていきたいと思っております。

続きまして、16ページ、プロフィールについてです。こちらに出している五角形の表は「日本語教育の参照枠」で示している表ですが、CEFR2020にあるような更に要素を加えた表を例えば生活、留学、就労の別に示していったらどうかと考えているところです。そして、コラムとして、個人ないしはグループにおける言語使用の実態とかというものは別に、言語素材に関するプロフィールとして、English ProfileやProfile Deutschというものがあつ、個人の言語能力のありようのほかに、言語素材から見たプロフィールというものもあるということも紹介したいと思っています。

第3節は「日本語能力の捉え直し」としました。これは広い意味での日本語能力として、異文化間能力、仲介活動、方略について日本語教育における事例を紹介しながら扱ってきたいと思っております。オンラインにおけるコミュニケーションについては最近発展目覚ましい分野ですので、言及していけたらと思っています。ただし、Companion Volumeの中では、例えば生成AIまでの言及がないということもありますので、この辺りをどこまで示していくかについて御意見を伺えたらと思っております。

次に第3章ですが、こちらは日本語教育人材の養成・研修についてです。日本語能力観を異文化間能力や仲介など、幅広くに捉えた場合、その能力を教師自身が持っていることが必要であるということから、

第3章は、このような能力を持つ教師の育成に注目して、教師研修の現状と課題について示していきたいと思っています。「日本語教育の参照枠（報告）」では第3章は評価となっていて、今回の報告でも評価をどうするかということがあると思いますが、この点については、第2章で触れられたらと思っています。18ページ、19ページは、参考資料、参考文献等です。

続きまして、資料3の説明です。前回の参考資料1として資料を付けさせていただきました、言語と文化への多面的アプローチのための参照枠、FREPA/CARAPと呼ばれるものですが、その能力とリソースというものがございます。その日本語翻訳資料、これは欧州現代語センターのウェブサイトよりそのまま示したものです。今回は、特に日本語教育の文脈において大事だと思われる項目につきまして、委員の先生にチェックを付けていただいております。このリストですが、日本語教育の文脈から照らし合わせると、参考程度にとどめておけばいい項目等もありますので、こういったものを特に注目して見ていただくかということについて御意見をいただきたいと思っています。なお、この表は、細かい節がついて階層化されておりますので、そういった階層を踏まえて、このようなチェックをどのように付けていくのかについても御意見をいただきたいと思っています。

この資料3の1ページ目に説明資料を付けました。こちらについては、FREPA/CARAPの目的としては、これは主に教師が用いる指導のためのツールを提供することが目的であると書かれています。従って第3章の教師研修との関係の中で、こういった能力をつけるために必要な能力ということで示したいと思っています。しかし、もともとこの書物がこういったもので、どういう経緯で出てきて、さらに、具体的にこういった能力記述文をどのように活用して教師研修に生かしていくべきか、あるいは教育実践に生かしていくべきかについてかみ砕いて示していかないと、このリストだけでは分かりにくい部分があります。このリストについては、丁寧な説明を加えて公開をしていきたいと思っています。このリストの示し方についても、御意見をいただきたいと思っています。事務局からは以上です。

○島田座長

御説明ありがとうございました。「日本語教育の参照枠」では、「日本語学習者を社会的存在として捉える」、「言語を使ってできることに注目する」、「多様な日本語使用を尊重する」という、三つの大きな言語教育観の柱が示され、また、共生社会の実現のために日本語教育がどうあるべきか、ということ参照枠では伝えたわけですが、その中で言語能力記述文や六つのレベルが中心になっていたかと思っています。

参照枠が出た後、様々な動きがあり、様々なツールや文書も出されている中、共生社会の実現を目指して、日本語教育としてどのように具体化していくのかという方法論や考え方や、そのためのリソースの提示を、「日本語教育の参照枠」の補遺版が担っているのではないかと考えます。まず「はじめに」について検討したいと思います。御意見、御提案がありましたらお願いいたします。

○真嶋委員

非常に分かりやすく、工夫してまとめていただいております、加筆はこれからしていくとして、いいとは思いますが、二つ疑問があります。一つは、誰が読んでくれることを意識した文章にするのかということです。今日出していただいた文章は、行政的な親しみやすい感じではなく、要点がまとめてあるだけなので、硬い書き方になっています。出だしから法律の第1条という文言が出てくると硬いのではないかと思います。日本語教員、あるいは教員を養成する方、日本語教育に関わる人々を読者として想定されていると思うのですが、今回のこの補遺版は、読者を意識して最後まで読もうと思ってもらえるよ

うな文章の書きぶりにした方がいいと思いました。ただ、分かりやすいようにカラフルな図表や図示を入れてくださっているところは、非常に評価したいと思います。

もう一つは、CEFRとCEFR-CVの関係と、「日本語教育の参照枠」と「日本語教育の参照枠」補遺版との関係は必ずしも同じでなくてもいいと思うのですが、CEFR-CVを見ていると、あれはCEFRの2001年版を尊重しながら分かりにくいところを改編したもので、2020年版はCEFR2001を含んでいて、CEFRといたら、CEFR2020だけを見ても構わないということが書いてあったと思います。ですので、補遺版というよりは、CEFR改定版と言ってもいいぐらいのものではないかと思います。今回の「日本語教育の参照枠」補遺版については、「日本語教育の参照枠」とその手引は、そのまま横に置いて見ていただきながら、こういうところを補っていききたいのですという文章になると理解しています。その関係をどこかに明示しておくべきだろうと思いました。

○島田座長

読みやすいものにするということと、参照枠の何を補遺したのかという関係性が分かるように示すという御意見をいただいたかと思います。事務局、回答はありますか。

○松井日本語教育調査官

真嶋委員の御指摘のとおり、かなり硬い文章になっておりますので、特に「はじめに」の部分は、参照枠の本文でも、ここだけ「です・ます」体でやわらかい書き方になっております。最終的には、なるべく読みやすいものにしていきたいと思っております。「参照枠」と「参照枠」補遺版の関係ですが、これは御指摘のとおり、CEFRとCEFR2020の関係のように含み込むというのではなく、新しい考えを追加的に示すということになっています。読者に関しましては、なかなか学習者がそのまま読むところは難しいのですが、設定としては、今回の補遺版も、日本語教育に関わる全ての方々としながらも、より教える側にフォーカスしているという点もどこかで書いていきたいと思っております。

○長沼委員

最初の版を見ると、こちらは（報告）となっていたと思います。（報告）が入ると行政的な、硬い書き方も許容されるかと思いつつ、ただ、その後により分かりやすく示した活用の手引が出されています。今回もこれが報告のような性格になるのか、よりもう少し活用の手引的な側面を含むのかということも併せて確認していけるといいかと思いました。

○島田座長

ありがとうございます。事務局、何かありますか。

○松井日本語教育調査官

御指摘のとおり、「日本語教育の参照枠（報告）」は、国語分科会まとめになっており、「手引」はワーキンググループまとめになっており、位置付けが少し違うものになっています。それで、今回の補遺版は、「手引」と同じワーキンググループまとめとして取りまとめていけたらと思っております。今年度末にこの冊子を示し、まだ具体的な予定は検討になりますが、今後は、この補遺版を合わせた「日本語教育の参照枠（報告）改定版」というのを国語分科会まとめとして、示していくことになるのかもしれませんが。今回こういう形で取りまとめをするのは、Companion Volumeが出たという

ところを捉えまして、提案の形で示していきたいと思っています。この点についても「はじめに」に書き込んでいきたいと思っています。

○福島委員

「はじめに」の部分ですが、今回の補遺版と「日本語教育の参照枠」との違いとしては、外国人受入れの方針等、日本語教育施策の文脈が示されているということが特徴的です。そういったことは最初のところには書かれていなかったのが、外国人施策というものがあって日本語教育があるということが、書かれているとよいと思います。このようなことが書かれていると、取り入れるべき異文化間能力とか仲介について、こういった理念を実現するためにはこの能力が必要だということについて説得力が増すかと思っています。先ほど事務局の御説明にありましたが、問題意識を政策文書から持ってくると、新たに取り入れるべき能力が文脈化しやすいかと思いました。

○島田座長

この後、審議する1章の1節、2節の辺りが今、言及して下さったところと関係が深いかと思っています。1章の1節と2節は、日本語教育が先にあって、その後に外国人の受入れが次に出てきますので、今の福島委員のお話だと、もう少し大きな傘から、受入れのほうから始めて、その中で日本語教育がどういう役割を担っているのかというようなことを「はじめに」の部分でも順番を工夫すればいいのかというような御意見と理解しましたが、そのような理解で大丈夫でしょうか。

○福島委員

順番にこだわりはないのですが、「日本語教育の参照枠」よりも、より大きな社会的な枠組みが示されているというのが特徴だと思いますので、そういったことを書いておくと、補遺版というものが作られた意義が表現できるかと思いました。

○島田座長

次に1章に入っていきたいと思っています。第1章は、「日本語教育の参照枠」の取りまとめ以降の日本語教育をめぐる状況と、CEFR 2020の第2章、キーコンセプトの内容、そして、それらの二つの状況を踏まえた上で、今回の補遺版の取りまとめの方針を提示するという部分になります。まず、1節の「日本語教育の参照枠（報告）」取りまとめ以降の日本語教育をめぐる状況から検討していきたいと思っています。

先ほど福島委員の御意見もありましたように、2節の「日本語教育の参照枠（報告）」取りまとめ後の外国人の受入れに関する方針等とも関連し合うところがあると思いますので、これを含めて、両方に対する御意見、御質問をお伺いしたいと思います。

○長沼委員

CEFR 2020という表記に関してですが、こちらはCEFR 2020とするのか、例えばCEFR/ CVというような形でCompanion Volumeであることを明記した方がいいのか、気になりました。ECMLの文書でも、「/ CV」としています。

あとは、草稿で頂いたときには、CEFRの方での補遺版が改定版であるといった、もともとのCEFRとこの補遺版との関係への言及もあったと思います。参照枠の報告の71ページでCEFR

2020については今後検討すべき課題として挙がっていたと思います。もちろん御指摘もあったように、CEFR 2020は統合的に様々な考え方をアップデートしたもので、それだけを見ても、非常に分かりやすくはまとめられていると思うのですが、あくまでも補遺版という形で出されているということに意味があるのかと思うので、そういった形でCV（補遺）であるということがないと、完全に差し替えるもの、改定版というように取られないかというのは気になったところです。その辺りのCEFRでの二つの関係性とかについては、ここで示した方がいいのか、についてもあわせてお伺いできたらと思います。

○島田座長

長沼委員が今おっしゃったのは、1節の3ページの一つ目の丸の部分かと思います。資料2の3ページの一つ目の丸に、CFRの2018と2020のことについて少し記述があるのですが、この部分に、もう少し関係性を書き加えるというようなことでしょうか。

○松岡委員

2ページの最後の丸のところ、今、長沼委員が御指摘になったところではないかと思うのですが、ここになぜこの内容が出てきたのかについては疑問を持ちました。参照枠の報告のところで、検討が必要な課題として10の観点を挙げるとここで書いてあること、それからCEFR開発から20年以上が経過しているということで、それで、社会の変化に応じて言語及び使用場面も変わってくることから、CEFR 2020の分析及び参照を行い、「日本語教育の参照枠」の改定が必要かどうかについて検討を行うとしているとあるので、これを読むと、改定版が出るのかというように読めてしまうのかというのは危ない気がします。これはあくまでも参照枠に付け加えるものであるということが分かるようにしておいた方がよいと思います。

また、最後のところに国内外とあるのですが、外の話がほとんど出てきません。国内の受入れの話に傾注してしまって、国外の話はどうなっているのだろうと思います。これは見なくていいですという話ではないと思うので、ここに示すべきではないかと思います。

○長沼委員

ありがとうございます。順番が変わっていたようです。続けてですが、10の課題が幾つ解決されているのか、そういった状況を踏まえてまとめ直すという話もあると読みやすくなるかと思いました。

○島田座長

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○松井日本語教育調査官

CFR公開から20年たっていることから、「日本語教育の参照枠」についても改定が必要なのではないかという内容をどこで示すのかについては座長と相談して決めていきたいと思います。国内外の現状と課題については、国外の日本語教育と国内の日本語教育は、分かち難く結びついており、この補遺版は、外国人、外国人材の受入れが中心的な焦点になっています。そこで、受入れといったところの海外、国内との流動性・連続性も書き込めたらと思っています。

海外の事例に関しては、2章の異文化間能力、ICTの活用、仲介といったところの具体的な日本語

教育の事例として、これは国外の日本語教育の方が進んでいる事例もあると聞いておりますので、具体的に海外の日本語教育の実践の事例等々で取り上げるべき事例などがありましたら、御提案いただきたいと思っております。

また、「はじめに」と第1章の経緯で、海外の日本語教育において非常に重要な出来事といったものも取り込めればと思っております。政策的な観点で言えば、特定技能制度の設置に伴い、特定技能受入れのための日本語試験が始まり、それはCEFRの6レベルになっているといった状況もあろうかと思っております。委員の先生方からは、海外の動き、海外の実践事例について、こういったものを載せるといいのではないかと御提案をいただければと思っております。

○松岡委員

あまりにも人材受入れが強調され過ぎているような気がします。これは「日本語教育の参照枠」ということで考えると、もう少し全体的な文化や交流、そういった意味合いもあると思っております。そういう幅広い理念が落ちないような形でまとめた方がいいのかと思っております。今、指摘されている人材受入れについては、また別枠のところで詳しく書いていけばいいのかと思っております。

○島田座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。では、次の2節も含めて、コメント、質問をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○福島委員

流れとしては、今の御提案の通り、1節で現状と課題が書かれてあって、その上で、2節の政府の方針等において、日本語教育の機能が拡大しているのだというところをまとめるといいのかと思われました。

それで、その後続く補遺する部分では、例えば多様性というところで、プロフィールが入ったり、個人の尊厳を考える上では、参照枠では不十分なので、概念やコミュニケーションの仲介について補遺した方がいい、CEFR-CVから参照しておいた方がいいという流れが作れるかと思われました。そこで、2節の終わりの辺りに2節全体をまとめる形で、「日本語教育の参照枠」が出た後の日本語教育の課題をまとめて、それから3につなげるとよいかと思われました。

○長沼委員

福島委員からのお話を受けて、私もそう思いました。3節のCEFR-CVのキーコンセプトが浮いていて、接続が悪いと思っております。状況や経緯と課題を分けて書き、課題を考慮するとCEFR-CVを見る必要があるという流れにした方が読みやすいと思っております。具体的に言うと、1節の最後の丸の二つのところが、CEFR-CVのコンセプト説明とのつなぎになると読みやすくなるのかと感じました。

○島田座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。それでは、続きまして、本日の検討の中心となるかと思っておりますが、3節、CEFR 2020の概要及びキーコンセプト（鍵となる考え方）についての検討に入りたいと思っております。こちらはCEFR 2020の第2章の概要的な説明となっております。このような示し方でよいかどうかについて、また、図表等が翻訳されておりますが、その内容についても御意見、御提案がありましたら、お願いします。こちらについては、(1)から(4)までありますので、

順番に検討していきたいと思います。では、まず（１）のCEFR 2020の概要についてはいかがでしょうか。

○近藤委員

そもそもこの３節、CEFR-CVの2020が、補遺版の中でのどういう位置付けというか、どういう形で取り入れようと、書こうとしているのかというのを確認したいと思います。３節は、CEFR-CVの2020のチャプター１、チャプター２を分かりやすくまとめたものと理解しているのですが、ここは、CEFR-CVの2020がこういうものだというレジюмеのような形で紹介するのか、そのままの形で紹介するのか、あるいは今までの流れの中から流れを踏まえた上で、補遺版ではこのように扱うというような位置付け、捉え方が示されるのか、その辺りがどういう位置付けで、どういう目的でこの部分を提示しようとしているのかというのをまず確認させていただきたいと思います。

○島田座長

ありがとうございます。先ほどからの議論と関連する質問かと思えます。２節の最後に、どういう課題が残っていて、それを解決するために、CEFR 2020のどの考え方が有効なのかということ、先ほど２節の終わりのところでつなぎとして、明記した上で３節に入らないと３節が浮いてしまいますという御発言があったかと思えます。そこと近藤委員の今の御発言も関連していると考えたのですが、いかがでしょうか。

○近藤委員

CEFR-CVの中のこういったところが、「日本語教育の参照枠」補遺版から見ると大切だという、ある程度、取捨選択をした上で出すのではなく、ここはチャプター１とチャプター２で書かれている部分をまとめて出しているの、ここはCEFR-CVの2020の大切なところ、チャプター１、チャプター２のまとめはこうですというような直接引用なのか、間接引用なのか、どちらの意図でしょうか。これで見ると、構成がそのままに近い形なので、直接的に引用されているかと思ったのですが、こういった位置付けで、このCEFR-CVの2020を引用しようとしているのかという質問です。

○長沼委員

今の御指摘で、気になったのは、４節の（２）にその答えの一部が示されていると思うのですが、直接引用したものの、大事なポイントを全部言及しているわけではなく、その中でも抜粋のような感じで４節の（２）は示されていて、しかも４節の（１）でまた社会的状況、法制、法律に触れられているので、少し飛んでいて読みづらいという気がします。

○近藤委員

その例として、９ページの図２の、受容、産出、やり取り、仲介の関係の図などがありますが、この抜粋の中で見ると、なぜここにこの表が出てくるのか、この表が出てきていることの意味は何かというのが逆に分かりづらいと思います。

○松井日本語教育調査官

３節のキーコンセプトは、CEFR 2020の２章をそのままなるべく示すという意図です。それで

も、かなりボリュームがあるので、かなり間引いた示し方になっています。ただし、そのまま示すといってもCEFR 2020の2章の抜粋ですので、前段に、CEFR 2020というのは非常に膨大なもので、能力記述文もたくさんあり、全て示し切れないので、キーコンセプトについてこの節では触れま
すという一言断りを入れることは必要かと思いました。その上で、この補遺版の2章の各節でどのような説明をさらに行うかについては、今後検討していきたいと思います。

○長沼委員

3節の(2)ですが、表1が長大で細か過ぎる気がするのですが、場合によってはこちらを後ろの参考資料に持ってきてしまって、キーコンセプトだけに絞って、分かりやすく要点を示す程度にとどめた方が読みやすくなるかと感じました。

○大木委員

今の長沼委員のおっしゃった表は2020年版のものかと思いますが、同じような表は18年版にあって、こっちの方がずっと分かりやすいのではないかと思います。20年版と18年版で、もしかしたらどこか違っているところもあるかもしれませんが、きちんと見てみないと分からないのですが、まとめ方としては18年版の方がずっと分かりやすいと思います。

○松岡委員

3節(2)に補遺された内容、表1が出てきているのですが、これを見てしまうと、2020で更新したもの、追加したものについて、ここで見られるのかと思ってしまいます。どういうコンセプトでどの課題を解決するためにここからこれらの内容を取り入れましたということが分かるような流れがないと、読み違いが起こってくる可能性があるかという印象を持ちました。

○長沼委員

先ほど位置付けの話だけにコメントを絞ってしまったのですが、内容にということで3節(1)についてよろしいでしょうか。(1)の二つ目の取りまとめの目的というところで、これは全体的に言えるのですが、CEFR-CVの文章のどこをフォーカスして持ってきたのかということがどこかで確認できるといいかと感じました。例えばこの取りまとめの目的として二つあるものは、どこから持ってきたのかというのは、細かくチェックしてみると見えたのですが、もう一つ、ディスクリプター中心にまとめられたという記述もあり、そういうところもCVの特徴として触れてもいいのか、判断が難しい部分もあるのですが、どこから抜いてきて、何を整理したのかというところを確認できるといいというのが1点です。

もう一つは、次の取りまとめの焦点のところ、細かくは事務局にコメントを送らせていただきましたが、1点大きいところで、その後の(2)の表にも関わるところですが、この⑤の「話者/手話使用」で特徴的なのが、このモダリティという言い方です。手話に関してはプロサインということで、別のヨーロッパで動いているプロジェクトを踏まえて、特に2020ではそこについて厚く記述していて、インクルーシブな教育について様々ことを考えると、かなり重要視されているかと思いました。その辺りについて、今回どこまで扱って、扱わないのか、またモダリティという用語も特殊な使い方をしていたりするので、どこかできちんと整理しておけるといいのではないかと思います。

○島田座長

ありがとうございます。今の御発言に関して、何か事務局からコメントはありますか。

○松井日本語教育調査官

御指摘のとおり、CEFR-CVでは手話を一つの言語と捉え、Can doについては、話者と手話使用者ということで並列的に述べています。CEFR 2020では変更があった部分については、きちんと示していきたいとは思いますが、日本語教育の文脈で言いますと、障害をお持ちの方に対する日本語教育というのは、別の事業で、実践事例やノウハウの構築を行っている最中ですので、このCompanion Volumeでは、手話使用に関してはこの3節での説明にとどめていきたいと思っています。

○長沼委員

今回の資料ではコラムが二つ出ていて、今回特に取り扱わない事項に関して説明しているので、これに関してどれだけ示せるか分かりませんが、このような形でも、言及していますという姿勢は示しておいた方がいいかと思いました。

○真嶋委員

キーコンセプトという言い方で列挙されているのが、CEFR-CVで言っているものと同じなのかと思って見ていたのですが、文章、本として全部読もうとする人よりも、欧州評議会のホームページにあるCEFRについてのページを見る方も多いと思います。こちらはよく出来ていて使いやすく、本よりも膨大な資料がたくさんあります。そのキーコンセプトを見ると、トップにトランスペアレンシー・アンド・コヒアレンスという、透明性と一貫性ということが取り上げられていて、それを見ると、CEFR-CVの2章の5と6に書いてあるということが原文に飛べるようになっていきます。その透明性と一貫性を持った指針だということを、「日本語教育の参照枠」補遺版ではあまり言っていないような気がします。非常に大事なことではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。このキーコンセプトのところに一つ入れてもいいし、あるいはそういう言語教育の内容について、ブラックボックスではなくて、オープンにして誰でも見られるように、透明性は大事ですよという、そういう姿勢で言語教育、日本語教育を展開していきたいということにつながるために、もっと前のほうで姿勢として出してもいいのかもしれない。日本語教育でも重要なことだということがどこかで言及されるといいかと思いました。

○島田座長

最初の方の「はじめに」、あるいは先ほどの3節(1)の終わりあたりに、CVがコンセプトとして持っている透明性、一貫性のことを入れてもいいかもしれません。

○大木委員

今の真嶋委員のおっしゃった透明性、一貫性の話、これは補遺版で出てきた話ではなくて、前から出ている話です。だから、ここのところにキーコンセプトと入れてしまうと、補遺版のキーコンセプトみたいになってしまわないでしょうか。これはCEFRの一番大事な概念として初めから出ている話です。

○真嶋委員

8ページの(3)に2001、2020両方のキーコンセプトと書いてあるので、入れてあってもいいのではないかと思います。このキーコンセプトとして入れるか、島田委員がおっしゃったように、もう少し前のほうで入れるか、検討してもらった方がいいのではないかと思います。

○長沼委員

関連したところで、細かくは事務局にも送ったところに入れたのですが、今の概念に関しては⑨のところに書かれているかと思います。ディスクリプターの取扱いというところに、透明性についての言及があるので、そういうところで言及するのもよいかと思います。ただ、このキーコンセプトは2001年のサマリーと、このCVでさらに掘り下げていく点についての説明だったと思います。例えば異文化間能力、仲介能力については時代の変容を踏まえて、さらにきちんと説明し直すといった2001年の捉え直し、刷新といったことがこのキーコンセプトの趣旨かと思います。

今回、CEFRのもともとのCVを読むと、その点は書き分けをしているのですが、今回このレジюмеのようにどちらで何がどうなのかという議論が抜けています。2001年版でも強調されていた内容、例えばアクション・オリエンテッドもそうですが、そこを更に強調して、今回その価値を示そうとしているのか、このキーコンセプトの目指すところのメッセージかと思います。誤解があったり、ここに関しては時代も変わったので、更に強調したいが、もともと実はあるということを説明しているので、大木先生のおっしゃるように、2001年であった内容について、そして「日本語教育の参照枠」で説明したことに関しては、きちんと書き分けた方がいいのかと思います。

○島田座長

確かにCEFR-CVのほうでは、2001年版の内容を踏まえつつ、もう一度言います、出していなかった図を出します、ということがあるかと思いますが。この(3)キーコンセプトの書き方としては、注意して記述をする必要があるかと考えます。

○近藤委員

(3)の10ページの⑨で、「活動Can do」、「能力Can do」という言葉が出てきます。これは下に注があり、「日本語教育の参照枠」の中で使われている用語ですが、CEFRのCompanion Volumeでは、このような表現ではなく、これはコミュニケーション言語活動とコミュニケーション言語能力のことだと思います。今までの流れであれば、ここは参照枠の用語を使うのではなく、CEFRの用語のままの方がいいのではないかと思います。

○島田座長

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○松井日本語教育調査官

先ほどの真嶋委員の一貫性のお話からお答えします。この3節(3)については、曖昧な示し方になっておりまして、この点は修正が必要かと思います。近藤委員の御指摘については、CEFR2020の用語を用いて整理したいと思います。そして、透明性と一貫性は重要な概念でして、「日本語教育の参照枠」3章の評価のところ、評価の三つの理念というのを掲げておりまして、その中に、評価基準と

評価手法の透明性の確保が謳われております。この点については、言及をしたいと思います。

○長沼委員

1点、どこを強調するかというところで気になった点です。⑧のところですが、こちらの3ポツある中の下の二つのポツ、教員が利用する際という部分ですが、後のほうで日本語教師の話が出てくるので、それを意識されたのかと思います。しかし、どちらかというところの趣旨は、ELPや自律的学習者という視点の方が強いのかと思います。我々が大事にしたい部分が見え隠れしているという気がするので、ここは節を分けた方がいいのかと感じました。

○島田座長

資料2の11ページ、12ページのコラムについてはいかがでしょうか。事務局からの説明のとおり、こちらは示したい内容を現在は箇条書にしたものです。内容や配置する場所などについても御意見いただけたらと思います。

○松井日本語教育調査官

事務局から補足を説明いたします。コラムを配置する場所については、2章の原稿が出てこないイメージしにくいと思います。特に二つ目のコラムのRFCD Cについては、異文化間能力のところに移すということもあろうかと思いますが。コラムについては後日、改めて整えたいと思います。

○島田座長

異文化間能力に関しては、RFCD Cと、資料3で示されたFREPA/CARAPとの関係性などもございますので、これらを補遺版としてどのように扱っていくのかということは議論が必要かと考えます。

では、骨子として出ている第1章4節「日本語教育の参照枠」補遺版取りまとめの方針について御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ここまでの骨子案は、1節で日本語教育の現状と課題を整理して、そして2節日本の状況、そして3節で、CEFRの2020の整理、そしてそれらをこの補遺版でどう取り扱うのかということが4節となります。いかがでしょうか。

○大木委員

申し上げたいのは、5ページ目に出てくるものがまた今の4節にも出てきます。どこを取り上げたいかというところ、この資料をお持ちの方は5ページの真ん中、お持ちでない方もいらっしゃると思うので読ませていただきます。上3分の1ぐらいのところ。この中で、基本的な考え方として、「(外国人材の受入れ環境整備に当たっては)受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するように努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するように努めていくことが重要である」という文が4節に入って、13ページで同じ内容が繰り返されています。

そして、14ページの三つ目の○のところをまた朗読させていただきます。上の3分の1ぐらいのところ。「外国人を受け入れる日本人の側についても、同じ社会で生活する日本語使用者として、お互いの言語・文化を理解し、尊重していくことが大切である」。先ほどと同じですが、後半の文が変わっています。「そこで本報告では」、ここから先ほどとは違っています。「日本語教育の文脈から、

日本語教師、日本語学習者、支援者、日本語教育コーディネーターなど、日本語教育に関わる人々に求められる共生社会の実現のための資質や能力について示すことにする」ということで、どこが問題かという、受け入れる側が何をするのが明確には書いていないことです。

受け入れられる側の努力は書いてあるのですが、受け入れる側がどうすればいいかは書いてありません。ここで文科省、文化庁が日本語教育としてどこまでできるのかという点について展望をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○島田座長

ありがとうございます。日本社会の受入れ側全員の構成メンバーが、このような能力を身につけることが必要ですが、この補遺版の中では、まずは外国人と接する機会が多く日本語教育に携わる者から始めましょうというメッセージを提示することで、補遺版の役割が示されたと考えますが、事務局、いかがでしょうか。

○松井日本語教育調査官

重要な御指摘をいただきました。この大木委員に読み上げていただきました、5ページの文言は、総合的対応策に書かれている一文です。総合的対応策というのは、各省庁がこういうことをしなさいというもので、内容的には包括的な方針になっています。

その中で、例えば厚生労働省では、就労者向け日本語教育の目標設定の目安を示して、その中では既に仲介等々の目標も示されています。省庁がそれぞれの所掌を分担して、様々なことを行っているという中で、総合的対応策にはこの5ページに書かれた文があり、そして文化庁国語課として何をしていくかということについては、14ページの文言、特に日本語教育の文脈から、まずは教師研修の部分から手がけていきますという整理をここで示しております。総合的対応策より更に上の日本語教育の推進法の中には国民の理解の増進という一番大きな方針がございます。法律、方針と順繰りに下りていって、文化庁国語課としては、推進法の理念に立ち戻り、国民の理解の増進を図るのですが、ここでは教師研修に注力したいと考えています。

○長沼委員

御説明ありがとうございます。非常に重要な点かと思えます。同じ箇所なので、発言します。気になっているのは、先ほども発言させていただきましたが、日本教師に関わるところ自体は、CEFR-CVで書かれていることではありません。その一つ前の○のところでは、CEFR2020で明らかにされたものについて事例を挙げながら示してあり、次も○もそのまま読むと、その流れで読めてしまうのですが、ここは、独自に付け加えた部分と、CEFRの補遺版の中で取り上げて、関連文書等もまとめながら、例えば相互文化能力とか異文化間能力はまさにそうだと思うのですが、その部分とは切り分けた方がいいのかというのが気になったところです。また、異文化間能力に関して、複言語・複文化という言い方については大木委員から御指摘もあって、もっともだと思いました。ただ、この訳語として異文化がよいのか、例えばバイラムの訳書では相互文化という言い方をしています。この点について大木委員、御専門の先生に御意見もお伺いしたいと思っております。相互文化はなじみがないので、異文化の方がいいということであれば、それでよいかと思いつつも気になったところです。

○島田座長

ありがとうございます。どのような順番で、何に重きを置いて、何を補足的に扱っていくかということの整理が、恐らくこの4の部分は非常に重要になってくるかと考えます。また、異文化、相互文化どちらを用いるかについては大木委員、いかがですか。

○大木委員

例えば高校までの指導要領がありますね。そこでは、異文化という言葉は前から使われているので、異文化でいいのではないかと思うと、前にも申し上げました。バイラムさんは最近あまり出てきませんが、ベアコさんはまだ出ていて、彼の文献では完全に異文化という言葉にあたるフランス語を使っています。私はいつも括弧で示しますが、複言語・異文化間教育でいいのではないかとは思いますが。

○真嶋委員

複言語・異文化でいいと思います。この間、グラーツの欧州現代語センター（ECML）でも、ヨーロッパの現状について話を聞いてきて、複言語・複文化はもう使わないということをはっきり言われました。

○福島委員

14ページの下に「近年の研究では、複文化能力と異文化能力がほぼ同じ用語として扱われることが多く」と書いてあるのですが、使わないと言っていることは、同じ意味だからということでしょうか。この記述が正しいのかというのが非常に気になっているのですが。

○真嶋委員

グラーツのECMLの副ディレクターの話では、同じ意味という説明ではなかったのですが、そのPluriculturalという言葉は受け入れられないとするメンバー国が多くて、何年も議論を続けたとおっしゃっていました。2001年にCEFRが出たときには、キーワードの一つとしてPlurilingual、Pluriculturalというのを言っていましたから、それを変更するという事は結構大きいわけですが、ほぼ同じ用語として扱われるという説明を私は受けていないのですが、今はPluriculturalという言い方はできません、しませんということでした。

納得しない人がいる、トラブルを避けるため、無難に済ますため、理由についてはよく分かりませんが、国の施策によっては、自国に、自文化、自分の文化以外に屹立する文化があればこれもと出てこれるのは衝突の原因になったりするので避けたいというような政治的な思惑があるのかもしれない。学説的なものということではなくて、欧州評議会の加盟国の皆が納得する落としどころだったように理解しました。

○福島委員

そうじゃないかと思うので、ここはもう少し積極的にというか、逆に、今までも言われていますが、「日本語教育の参照枠」がCEFR-CVを活用して、使うということなので、「日本語教育の参照枠」に必要なのは、異文化間能力だということをもう少し明確に書いた方がいいのではないかと思います。

欧州評議会のものを全て参照する必要もないし、逆に言うと、先ほどの、少し前のこの補遺版の位置付けですが、文化庁ができることは何かということがあるのですが、法律でも、推進法でも、それぞれ

の責任の所在がある程度書いてあります。国がこういうことやります、自治体がこういうことをやりますと言ったように。その中で、私たちは文化庁のこの参照枠が出たから、これをやらなければいけないということはないと思うので、何か位置付けのようなものがあるといいのではないのでしょうか。文化庁の出したものは、国のレベルの文書になるので、日本語を推進する。誰が何をするのかについて位置づけを明確に書かれるとよいのではないかと思います。

そういった環境の中で言語使用者は生きていきますので、それぞれの環境を理解し、言語使用者あるいは言語教育者が、その責任の中で何をするのかというのは、こういったものを参照しながら、あるいは参照せずに、日本語教育を作っていくというのを、「はじめに」のところかもしれませんし、あるいは最後でもいいですが、書いておくといいかと思います。

C E F Rでもいつもいろいろ書いた後に、「あとは言語使用者あるいは教育者の皆さんの判断です」と書いてあります。何か文章があると全部やらなければいけないと思われると何かおかしな方向に行くので、これは日本語教育に向けた文書ですが、最後は皆さんが、皆さんの環境において決めてくださいというのは、どこかに書いておくと、先ほどの議論も整理しやすいかと思いました。

○島田座長

ありがとうございます。この参照枠がルールになってしまわないように、補遺版に関してもきちんと指針を示しつつも、現場に合わせてというところは、非常に重要な御指摘かと思います。異文化間能力の用語に関しては、毎回この会議で議論になりますが、なぜ異文化間能力を日本語教育の文脈では使うのかというところをしっかりと選択して、責任を持ってこの言葉を使うということをこの文章の中で示すことが必要かと、今日の議論を聞いて改めて感じました。事務局、補足、コメントはございますか。

○松井日本語教育調査官

大木委員からも御指摘がありました。学校教育における英語教育では、異文化間能力という言葉を使っておられますので、ここでも異文化間能力でいきたいと思っています。ただし、議論があることにつきましては、注などで補足してもいいのかもしれない。

○島田座長

次に、第2章、第3章に関しましては、構成（案）として大まかな内容になっていますが、前回の検討を経て、具体的な内容になっています。資料3の部分に関しては、第3章の、「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教育人材の養成・研修についての部分と関連が深いので、こちらについても委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。

○大木委員

こここのところで、FREPA/CARAPが出てくるわけですが、傍聴しておられる方は、もしかして御存じない方がいらっしゃると思うので、簡単に説明させていただきます。書類をお持ちの方は見ていただくといいのですが、実は難しい話ではないのです。これは、言語と文化の多元的アプローチのための参照枠、能力とリソースというものですが、大きく二つの柱で出来上がっています。多元的アプローチが一つ、もう一つの柱は参照枠で、この表になっているのは参照枠です。多元的アプローチは四つあり、その中の一つが異文化間教育です。では、多元的アプローチとはどんな教授法かという、共通しているのは、異なった複数の言語と文化を含む学習活動ということです。四つのアプローチに共通し

ているのは、複数の言語と文化を扱う、しかも単に扱うだけではなくて、比較して扱うということがポイントです。

そして、多面的アプローチでは複言語・複文化の能力を養成するのですが、その養成する基準となっているのがこの参照枠です。先生たちはこういうものを養成するのですよというのを示しているということです。能力とリソースという言葉が使われていますが、これも簡単です。この濃い緑色のところは能力です。その下にC a n d oで書いてあるのがリソースです。

○島田座長

委員の皆様、いかがでしょうか。今回、この表に日本語教師、日本語学習者、支援者、日本語教育コーディネーターなど、日本語教育に関わる人々にとって特に有益であると考えられる項目にチェックが入っておりますが、このチェックの入れ方ですとか、これの扱い方についても、御意見を伺いたいと思います。

○長沼委員

時間もあるので、大きいところで二つです。一つは訳語についてですが、これはもう決定版でしょうか。全部は見られなかったのですが、気付いたところでも、例えばawareとsensibilityは、原文では分けていて、「敏感さ」と多分「気付き」に分かれています。これを「気付き」とまとめることは訳語のセンスなので、あってもいいかもしれないのですが、精査した上で、訳語の見直しも図るのかというところを確認したいと思います。もう一つは、このプラスレベルにはもともとの捉え方があり、その記述は3段階の指針が示されているので、それを示した上でやるのかということです。そのときに、注釈のところには、各言語でその重要性は異なるので、変更しながら使ってくださいと書いてあるので、今回捉え直すときに重要だと思うところをチェックするという考え方を取るのか、既に示されている三つのプラスも示すとすると、両面を考えた上で、最終的に整理をするのか。このもともとの三つの段階との関係性などについても確認できたらと思います。

○大木委員

この資料は大山万容さんの訳をそのまま使っているのですが、確かにおっしゃるように、もう一度検討し直す必要があるところがあると思います。もう一つこの機会に申し上げておきたいのですが、これはもともとフランス語がオリジナルです。ですので、書くときはCARAP/FREPAと書いていただきたい。

もう一つのところは、資料を見ていただくと、左側のところにプラスとかプラスプラスとあります。これは先ほど申し上げた、四つのアプローチがあると申し上げました。その四つのアプローチの必要度を表しているのです。これは、四つのアプローチの重要性という意味では必ずしもなくて、これを達成する、例えば最初のところに「注意を向けること」と書いてあります。注意を向けることができるようになることが、例えば異文化間教育にとってどれだけ必要であるかというのを示しているのです。というので、それが3段階に分かれているということです。もちろん必要度ということと重要度は密接に関係しているわけなので、重要度と置き換えても構わないのですが。多面的アプローチを達成するのに、多面的アプローチの例えば異文化間教育を達成するのに、ここのところのC a n d oで書いてあるリソースと呼ばれているものがどれくらい必要であるかを示しているということです。プラス三つが一番必要ということです。実は原典と少しだけ違っているところがあります。プラス一つのところがこの日

本語訳では抜けてしまっているのです。原典は、フランス語も英語もありますので、今日の資料にはURLが入っているのでそこで調べていただくといいと思います。

○島田座長

先ほど大木委員の説明では、複数の言語と文化を扱う、それを比較する教授法というお話がありましたが、具体的には日本国内あるいは海外でもいいのですが、日本語とほかの言語を扱うということでしょうか。

○大木委員

先ほど四つのアプローチがあると言いました。異文化間教育では行うのは比較することというのはもう皆さんよく分かっておられます。あとは言語統合教育法、それからもう一つは同族言語相互理解教育です。いずれも比較をするということが非常に大事になっていて、同族というと、例えばフランス語とイタリア語を比べる。それから言語統合教育法は、似ているのですが、全然、言語の関係がない、同族の関係がないものも比較するのです。例えば日本語を教えるときに英語と比較する、英語と日本語の違うところを見ていく、例えばそういうことです。この四つのアプローチは必ずしも言語を修得することを目指していません。比較して違うところを考える、そういうことが目標になっているのです。

○島田座長

比較するという場合、日本語教育においては、日本語だけを扱うという視点を拡大して、もっとほかの言語や文化と日本語を比較するというようなことが必要になるのでしょうか。

○大木委員

これは誤解されている人がいて、日本語を勉強している方はもう既にやっています。今、日本にいる外国人の方が、別にほかの言語であるフランス語を勉強するとかいう意味ではないのです。それはフランス語を勉強している日本人の学生がやるのとは全然意味が違っているわけです。日本語のほかの言語を勉強するというのではなく、自分の母語と日本語と比べればいいということです。

○島田座長

教師自体に複数の文化、複数の言語に対する理解がある程度ないとこの方法は難しいかと思いますが、いかがでしょうか。多元的アプローチを取り入れるためには、教師も複言語能力、複文化能力を持っていないと実践が難しいのではないかと思います。

○大木委員

それもよくある話ですが、そうではなくて、要するに多様であるということ学ぶことが最終目的です。教える方が、例えばベトナム人の学生たちがクラスにいて、そこで教える先生がベトナム語を知っていなければならないということではないのです。彼らに、ここと日本語が違うよと言わせればいいだけの話で、それが合っていようが、合っていまいが関係ないのです。要するに、言語、人間、文化は多様であるということが分かればいいのです。それが目的です。

もう一つ言わせていただくと、複言語、それから異文化間教育というのは何かよく分からない、でも、今この参照枠の項目を読んでもらえば、複言語・複文化、異文化間教育とはどういうものであるか、

具体的に分かると思います。

○島田座長

今日、議論が足りなかった部分に関しては、次回、2章、3章を検討する際に議論できればと思います。活発な御審議、ありがとうございます。本日いただきました御意見、御提案を基に、事務局にて執筆作業に入っていきたいと思います。委員の先生方におかれましては、各章、各節の執筆について監修指導をいただきたいと思います。具体的なお願いについては、事務局と検討し、個別に御連絡を差し上げたいと思います。

それでは、本日の議事はこれにて終了となります。時間となりましたので、本日のワーキンググループはここまでとしたいと思います。今後の予定について事務局からお願いいたします。

○松井日本語教育調査官

次回ワーキンググループの検討は、11月17日金曜日、15時からの予定です。

○島田座長

それでは、これで第3回「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループを閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —